

食安発0201第2号
平成25年2月1日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第9号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第15号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、亜塩素酸水を省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品カルプロフェン、農薬クロルフェナピル、農薬ジメタメトリン、動物用医薬品チアンフェニコール、農薬テブコナゾール、農薬フラメトピル、農薬フルチアニル及び農薬メタゾスルフロンについて、食品中の残留基準を設定したこと。

また、同項の規程に基づき、残留基準が設定されている農薬XMC、農薬アザフェニジン、農薬アリドクロール、農薬イサゾホス、農薬エチオフェンカルブ、農薬N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノル

ボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド、農薬エトリムホス、農薬クロプロップ、農薬クロルフェンソン、農薬ジクロン、農薬シノスルフロン、農薬2,6-ジフルオロ安息香酸、農薬ジメピペレート、農薬テレフタル酸銅、農薬トリクラミド、農薬ナプロアニリド、動物用医薬品ナリジクス酸、農薬ハルフェンプロックス、動物用医薬品パルベンダゾール、農薬ピペロホス、農薬ピリフェノックス、農薬プロパホス、農薬ブロモクロロメタン及び農薬ヘキサフルムロンについて、食品中の残留基準を削除したこと（別紙参照）。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、亜塩素酸水の使用基準、製造基準及び成分規格を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成25年8月1日から適用されるものであること。

農薬等	食品
XMC	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶及びその他のスパイス
アザフェニジン	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実及びその他のスパイス
アリドクロール	とうもろこし
イサゾホス	にんじん

<p>エチオフェンカルブ</p>	<p>小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、その他の豆類、ばれいしょ、こんにゃくいも、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、レタス、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、その他のベリー類果実、その他の果実、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
<p>N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド</p>	<p>牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳</p>
<p>エトリムホス</p>	<p>米、ばれいしょ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップ</p>

	ル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
カルプロフェン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
クロプロップ	パイナップル
クロルフェンゾン	茶、ホップ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ジクロン	りんご、もも、ネクタリン、すもも、おうとう及びいちご
シノスルフロン	米
2, 6-ジフルオロ安息香酸	マッシュルーム
ジメタメトリン	米
ジメピペレート	米
チアンフェニコール	乳
テレフタル酸銅	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、

	<p>にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
<p>トリクラミド</p>	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りん</p>

	<p>ご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
ナプロアニリド	米
ナリジクス酸	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
ハルフェンプロクセス	<p>すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、茶及びその他のスパイス</p>
パルベンダゾール	<p>牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳</p>
ピリフェノックス	<p>その他の豆類、てんさい、トマト、きゅうり、メロン類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、茶及びその他のスパイス</p>
フラメトピル	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリ</p>

	<p>一、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
プロパホス	米
プロモクロロメタン	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
ヘキサフルムロン	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まく</p>

	<p>わうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
--	--

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するカルプロフェンとは、グルクロン酸抱合体が含まれること。
- (2) 今回基準値を削除した後のテレフタル酸銅とは、テレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれること。
- (3) 今回基準値を削除した後のピリフェノックスとは、ピリフェノックス（E体）及びピリフェノックス（Z体）の和をいうこと。
- (4) これまでフラメトピルとは、フラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピル含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するフラメトピルとは、フラメトピルのみをいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくフルチアニル及びメタゾスルフロンに係る新規農薬登録、クロルフェナピル、テブコナゾール及びフラメトピルに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬フルチアニル及びメタゾスルフロン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

1 運用上の注意

(1) 製造基準関係

臭化物イオンを含有する塩化ナトリウムを原料として用いて亜塩素酸水

を製造した場合、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が生成する可能性があることから、臭素酸の含有量を水道水質基準以下に抑えるため、亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、臭化物イオンの基準が定められている日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならないとしたこと。

(2) 使用基準関係

- ①「その他の方法」とは、食品の製造工程において原料の品質を一時的に維持するための加熱、冷凍、シロップ漬け等の方法であること。
- ②「これらを塩蔵、乾燥その他の方法によって保存したもの」とは、当該方法により保存した原料であり、そのまま食すことを目的としていないものも含まれるものであること。さらに、これらの原料について、食品の製造工程において塩蔵品の脱塩、乾燥品の水戻し、冷凍品の解凍又はシロップ漬けの脱糖等の処理をされたものも含まれるものであること。
- ③「食肉製品」とは、スライスハムやスライスベーコン等の食肉製品を製造するにあたってスライス処理する前の塊等も含まれるものであること。
- ④ 亜塩素酸水に係る使用基準で規定する「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなくてはならない。」とは、有効塩素が最終食品に残留しないよう十分に水洗等を行わなければならないことであるが、水道水等にも有効塩素が含まれることから、当該使用基準に係る指導等に際しては、各地域における水道水中の有効塩素濃度を考慮する等、適切な対応を図られたいこと。なお、測定に際しては、平成17年9月16日付け食安基発第0916001号基準審査課長通知を参照されたいこと。

(3) 成分規格関係

亜塩素酸水の成分規格において、無隔膜電解槽の定義が規定されたことに伴い、次亜塩素酸水の成分規格における同規定が削除されたため留意されたいこと。

2 関係通知の改正

- (1) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成24年5月18日付け食安発0518第1号))の別添2の原材料等の保管管理マニュアルの1の注2中、「亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)」に改正する。
- (2) 漬物の衛生規範(昭和56年9月24日付け環食第214号別紙(最終改正:平成24年10月12日付け食安監発1012第1号))の第5の2の(2)のオの㊦中、「次亜塩素酸水」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液」に改正する。